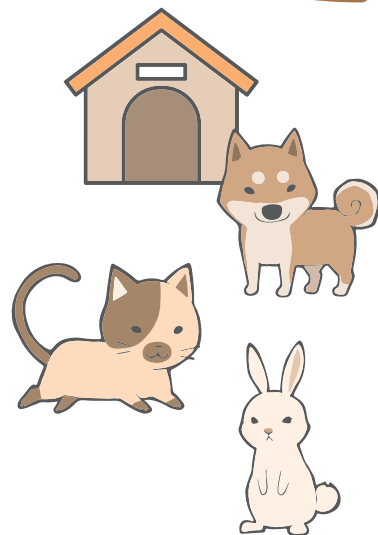


9月20日(金)~
26日(木)は

動物愛護週間

ペットを飼うということは、ペットに対して愛情をもって飼いつける責任を負うということです。しかし、不適切・無責任な飼育により、近所の方にとって迷惑な存在となっている場合や、無計画な繁殖によって飼育が困難になり、動物虐待につながる事例も発生しています。動物愛護とは、ペットをかわいがることではありません。人とペットが快適に暮らせるよう、動物を飼育する際の責任ある行動やマナーについて、今一度考えてみませんか。



毎日のお世話が重要です

ペットを飼い始める前に、飼育方法をしつかり確認しましょう。日常の世話は、餌やりのほか、トイレの始末やブラッシング、風呂など、動物ごとに異なります。困ったときに相談できるかかりつけの獣医や飼い主仲間を見つけておきましょう。

健康管理は飼い主の義務です

ペットが、病気やけがをしたときの対応(動物病院・動物の健康保険など)を確認するとともに、ペットにかけられる時間やお金などを考慮しましょう。場合によっては避妊・去勢を検討してください。

地域との関わり方が大切です

ふん尿や毛などが近隣住民への迷惑とならないよう、細心の注意を払う必要があります。所有者が分かるように名札や首輪、リボンなどを付けることで、ペットが迷子になった際に飼い主との関係をつなぐことができます。

飼い主のいない猫への

餌やりはやめましょう

飼い主のいない猫への餌やりは、ノ

ミヤダニの繁殖、ふん尿による汚染など、近隣の環境悪化の原因となるのでやめてください。

犬を飼うときの注意

○市への登録と狂犬病の予防接種

犬を飼う場合は、市への登録が必要です。犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬の場合は90日を経過した日)から30日以内に、市内の動物病院か環境対策グループで申請を行ってください。また、市が実施している集合注射(年2回開催)か動物病院での個別注射を必ず毎年1回受けさせましょう。

○散歩について

散歩の際には、袋を持参し、ふんを必ず持ち帰りましょう。飼い犬には、リードを付け、コントロールできるようにしてください。

猫を飼うときの注意

猫が飼い主の知らない間に屋外のあちこちで排せつをして、近くに住む方の迷惑にならないよう、室内の専用トイレでふんや尿をするようにしつけましょう。

また、猫については、感染症の防止、交通事故など不慮の事故の防止など、猫の健康と安全のためにも室内で飼うように努めましょう。

問い合わせ 環境対策グループ (クリンクルセンター内・☎⁰⁵2958)